

運営委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人男女共同参画学協会連絡会（以下「本連絡会」という）の定款第22条の規定に基づき、運営委員会に関する事項を定める。

(構成員)

第2条 運営委員会は、すべての正式加盟学協会会員をもって構成する。

2 運営委員会はオブザーバー学協会会員、個人会員および名誉会員の参加および発言を認める。

(開催)

第3条 運営委員会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第4条 運営委員会は、委員長が招集する。

(議決権)

第5条 運営委員会における議決権は、正式加盟学協会会員1名につき1個とする。

(決議)

第6条 運営委員会の決議は、議決権の過半数を有する正式加盟学協会会員が出席し、出席した当該正式加盟学協会会員の議決権の過半数をもって行う。

2 正式加盟学協会会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。

3 正式加盟学協会会員は、書面による議決権の行使ができる。

4 代理人、書面および電磁的方法により議決権を行使した者は、運営委員会の出席者として取り扱う。

(議長)

第7条 委員長は運営委員会の議長をつとめる。

(議事録)

第8条 運営委員会の議事については、議事録を作成する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、運営委員会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人男女共同参画学協会連絡会としての登記の日から適用する。

附 則

この改正は総会で議決された日（令和4年3月29日）から施行する。